

岡谷市告示第18号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定に基づく規制地域及び同法第4条第1項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、建設省告示第1号）別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令（昭和46年総理府、厚生省令第3号）備考の1及び3に基づく区域及び時間を平成24年4月1日から次のとおり定める。

平成24年3月30日

岡谷市長 今井 竜五

（特定工場等の規制地域）

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第1表に掲げる地域とする。

（特定工場等の規制基準）

- 2 特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第2表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。

（特定建設作業の規制区域）

- 3 特定建設作業に従って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号の規定により市長が指定する区域は、第1表に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。

(1) 第1種区域及び第2種区域

(2) 第3種区域及び第4種区域のうち、

学校教育法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に

規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80メートルの区域内。

(自動車騒音の指定区域等)

- 4 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令の備考の1により市長が定める区域は、第3表に掲げる区域とする。

第1表

第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
第一種低層住居専用地域、付表の岡谷市1の項の地域	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	工業地域

(備考)

- 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた用途地域をいう。
- 2 規制する地域の図面は、岡谷市市民環境部環境課において、一般の縦覧に供する。

(付表)

岡谷市1	岡谷市の地域のうち、塩嶺病院の敷地及びその周囲50メートルまでの地域
------	------------------------------------

第2表（2関係）

左 欄	右 欄		
	昼間 〔午前8時から 午後6時まで〕	朝・夕 〔午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後9時まで〕	夜間 〔午後9時から 翌日の午前6時 まで〕
第1種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第2種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
第3種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
第4種区域	70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

（備考）

- 1 左欄の第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ第1表に掲げる区域をいう。
- 2 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

別表第3（4関係）

a 地域	b 地域	c 地域
第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、付表の岡谷市1の項の地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

（備考）

- 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた用途地域をいう。
- 2 規制する地域の図面は、岡谷市市民環境部環境課において、一般の縦覧に供する。

（付表）

岡谷市1	岡谷市字内山の一部
------	-----------